

三浦市農業委員会会議規則

昭和 32 年 9 月 11 日三浦市農業委員会規則第 1 号

三浦市農業委員会会議規則

(目的)

第 1 条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 34 条の規定に基づき、三浦市農業委員会（以下「委員会」という。）の会議に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の通知及び告示)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを委員会の委員（以下「委員」という。）に通知し、告示しなければならない。

2 前項の通知及び告示は、会議の前日 3 日までにしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(参集)

第 3 条 委員は、招集の当日定刻までに会議の場所に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第 4 条 委員は、事故のため会議に出席できないときは、当日の開議時刻までにその理由を付して議長に届け出なければならない。

(議長の権限)

第 5 条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(議席の決定)

第 6 条 議席は、あらかじめくじで定める。

2 議席には、番号及び氏名標をつける。

(会議の開閉)

第 7 条 開会、開議、休憩、延会又は閉会は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、議事について発言することはできない。

(議題の宣告)

第 8 条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第 9 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議のあるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案の説明)

第 10 条 会議において議題となった事件については、提出者はその説明をしなければならない。

(発言)

第 11 条 委員は、議題について質疑し、及び意見を述べることができる。

2 委員が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。会議の同意又は要求により会議に出席した公務員その他の者が発言しようとするときも、同様とする。

3 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(動議)

第12条 この規則で特に定めた場合を除き、すべての動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(先議動議の採決順序)

第13条 他の事件に先立って採決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、異議のあるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件及び動議の訂正又は撤回)

第14条 会議の議題となった事件及び動議を訂正し、又は撤回しようとするときは、会議の承認を得なければならない。

(採決の宣告及び不在委員)

第15条 議長は、採決をとろうとするときは、採決に付する事件を宣告しなければならない。

2 採決の際議場にいない委員は、採決に加わることができない。

(採決の方法)

第16条 採決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき又は委員5人以上の要求があったときは、投票によることができる。

2 前項ただし書の規定による投票は、記名又は無記名とし、そのいずれによるかは、議長が会議に諮ってこれを定める。

(簡易採決)

第17条 議長は、議題となった事件について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、議長は、起立又は投票の方法で採決しなければならない。

(議事録)

第18条 議事録には、議長及び会議において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。

2 議事録は委員会の事務所に備え付け、会議が閉会した日から1月以内に、1週間以上の期間を定めて一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定による閲覧の期間は、あらかじめ公告しなければならない。

4 議事録には、次の事項を記載する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 会議に付した議案の題目

(4) 動議及びその提出者の氏名

(5) 議決事件及び賛否の数

(6) 議事の要領

(7) 採決の要領

(8) 会議の同意又は要求により会議に出席した公務員その他の者の氏名

(9) 前各号に掲げるもののほか、議長において必要と認める事項

(傍聴人)

第19条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

- 2 凶器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びていると認められる者その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入場することができない。
- 3 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。
- 5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(その他の事項の決定)

第20条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、その都度議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公表の日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日三浦市農委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日三浦市農委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。